

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第94号）（建設局土木管理部自転車政策課）

次のとおり、観光駐車場について、有料供用時間を変更するとともに、自動二輪車及び自家用車等の駐車料金の適正化を図るためその限度額を改定することとしました。

1 有料供用時間の変更

区 分	有 料 供 用 時 間	
	現 行	改 正 案
京都市清水坂 観光駐車場	午前0時から午後12時まで （12月29日から同月31 日までを除く。）	午前0時から午後12時まで
京都市嵐山観 光駐車場 京都市銀閣寺 観光駐車場	午前8時から午後5時まで （12月29日から同月31 日までを除く。）	午前8時から午後5時まで
京都市高雄観 光駐車場	午前8時から午後5時まで （11月1日から同月30日 までに限る。）	午前8時から午後5時まで（1 1月1日から12月31日ま での期間のうち市長が告示で 定める期間に限る。）

2 駐車料金の限度額の改定

(1) 普通駐車料金

区 分	単 位	普 通 駐 車 料 金	
		現 行	改 正 案
自 動 二 輪 車	1 日 1 回	円 200	円 400
自 家 用 車 等		800	1,000

(2) 特別駐車料金

区 分	単 位	特 別 駐 車 料 金	
		現 行	改 正 案
自 動 二 輪 車	1 日 1 回	円 300	円 600
自 家 用 車 等		1,000	1,200

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第94号

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例

京都市観光駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第2 有料供用時間の欄中「(12月29日から同月31日までを除く。)」を削り、「同月30日まで」を「12月31日までの期間のうち市長が告示で定める期間」に改める。

別表第3 1備考以外の部分中

「

自動二輪車及び自転車

200

 を

「

自動二輪車	400
自転車	200

 に、

「

800

 を

1,000

 に改め、同表

2備考以外の部分中

自動二輪車及び自転車

300

 を

「

自動二輪車	600
自転車	300

 に、

「1, 000」を「1, 200」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(建設局土木管理部自転車政策課)